

## 道路管理パトロール車 8 台の購入 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書、入札内訳書、質問書
- ⑥ 入札書
- ⑦ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑧ 委任状
- ⑨ 入札の注意事項
- ⑩ 提出書類の注意事項
- ⑪ 契約書（ひな型）
- ⑫ 誓約書（2種類）
- ⑬ 誓約書（様式 8 号関係）

### < 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 久佐賀  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
電話 078-341-7711（内線4937）

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、入札説明書の記載のとおり、物品関係入札参加資格申請書を上記①の申請書とともに、期限までに提出願います。

なお、提出書類に不備等がある場合は、認定に時間を要することがありますので、なるべく早めに提出してください。

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しを添付の上、期限までに提出願います。

# 一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 入札件名 道路管理パトロール車 8 台の購入
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： \_\_\_\_\_ 職・氏名： \_\_\_\_\_

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所属： \_\_\_\_\_ 電話： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月7日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

道路管理パトロール車8台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年10月31日（金）

(4) 納入場所

加東土木事務所ほか7か所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(i) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 久佐賀

電話 (078) 341-7711 内線4937 FAX (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和7年1月7日（火）から同月21日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和7年2月17日（月）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年2月14日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和7年1月7日（火）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年1月21日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和7年2月7日（金）午後5時から同月17日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年1月8日（水）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和7年1月8日（水）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年1月21日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年2月7日（金）午後5時までには通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月13日（木

）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年3月3日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

8 Road management patrol cars

(3) Delivery period: October 31, 2025

(4) Delivery place:

Kato, Himeji, Koto, Tatsuno, Toyooka, Shinonsen, Yabu, and Sumoto Public Works Offices

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 21, 2025

(6) Deadline for tender:

14:00 February 17, 2025 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 February 14, 2025 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Kusaga, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

# 入札説明書

道路管理パトロール車8台の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
道路管理パトロール車8台
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等  
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等  
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限  
令和7年10月31日（金）
- (5) 納入場所  
加東土木事務所ほか7か所（詳細は仕様書のとおり）

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。  
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和7年1月21日（火）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4（1）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所  
兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）  
電話番号（078）341-7711（内線4937）
- (2) 参加申込みの期間  
持参の場合は、令和7年1月7日（火）から同月21日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）による場合は、上記期間の毎日午前9時から午後8時まで（県の休日を除く。）利用できる。（令和7年1月21日（火）は午後4時までとする。）
- (3) 提出書類  
ア 申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。  
イ 前記2（1）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認  
ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。  
イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年1月28日（火）までに申込者に電子入札システム又は文書（一般競争入札参加資格確認

通知書)により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和7年1月29日(水)から同年2月4日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和7年2月7日(金)午後5時までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

#### 4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月8日(水)から同月31日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和7年1月8日(水)から同月21日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和7年1月21日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

電話番号 078-341-7711(内線4937)

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

①仕様確認申込書

②仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和7年2月7日(金)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和7年2月7日(金)から同月14日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。

#### 5 契約手続において使用する言語及び通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和7年1月7日（火）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県庁1号館1階入札室

(2) 日時 令和7年2月17日（月）午後2時

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和7年2月14日（金）午後5時までに前記4(1)イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和7年2月7日（金）午後5時から同月17日（月）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記(1)から(6)を準用する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和7年2月13日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年2月13日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和7年3月3日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200



万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

#### 11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

#### 12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年3月3日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外のもの

#### 15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、

入札者の負担とする。

#### 16 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の日から7日以内に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

##### (1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

##### (2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

##### (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

#### 19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線4937）

# 車両購入仕様書

## 1 購入物

道路管理パトロール車（特種用途自動車・車載標識装置なし）

## 2 車種

- (1) AT車4WDかつ右ハンドル車とすること。
- (2) SUV系もしくは1BOX系（ミニバン）であること。
- (3) 1BOX系（ミニバン）の場合は両側パワースライドドアとし、散光式警光灯を天井の前後（2基）に装着すること。
- (4) 「兵庫県公用車に係る次世代自動車導入指針」に定義するハイブリッド車（プラグインハイブリッド車は除く）またはクリーンディーゼル車とすること。  
※SUV系の場合は上記2-(3)の措置は不要。

## 3 最大出力

140馬力以上

## 4 積載量

275（2人乗車時）kg以上

※積載量（換算）＝乗車人数（空席数）×55kgとする。

## 5 荷室幅

幅0.8m以上

## 6 乗車定員

ベース車両：7人以上乗り（最前列2席）かつ検査時4人以上乗り（最前列2席）

## 7 台数

8台

## 8 塗装

国土交通省建設機械塗装基準（道路パトロール色）による。

補助ミラーは黒色とすること。

## 9 車体文字入れ

車側窓下部の、白線上の適当な位置（写真参照）に丸ゴシック文字で「兵庫県道路パトロールカー」の文字を、車体の前方から後方へ記入する。

車体に発注者から通知する建設機械番号を記入すること。

追突防止として後面の視認しやすい箇所に「追突注意」と赤字で記載すること。

最終的な文字入れのレイアウトは発注者との協議により承諾を得ること。

## 10 座席形状

セパレート

## 11 納入期限

令和7年10月31日（金）

## 12 納入場所

別紙のとおり。

### 13 付属品

- (1) フォグランプ (LED) (2) ネオンコントロール又はコーナーセンサー
- (3) サイドバイザー (4) ラジオ (5) エアコン
- (6) その他

パワーステアリング、ラジアルタイヤ、バックブザー、リヤワイパー、リヤウィンド熱線、散光式警光灯 (黄・赤・黄色;エアロブレーキランプ)、ドアエッジプロテクター、放送設備 (CD、スピーカー、サイレン)、前後部座席ヘッドレスト、セパレート型後部座席、荷台ビニールシート、助手席用ドアミラー、床全面ビニールマット張り、バックモニター、ゴムマット (4枚)、パイロットランプ (警光灯の赤黄確認、サイレンアンプのスイッチでも可)、ディスプレイヘッドライトもしくは LED ヘッドランプ、パンク修理応急キット、リアゲート開放時の赤色灯 (後続車両への周知用)、ドライブレコーダー (前方、後方の2つ設置し、本体液晶画面は 2.5 インチ以上、カメラの有効画素数 200 万画素以上、32GB 以上の記録媒体を付属し、(株)コムテック製 ZDR-015 型と同等以上の性能を有するものとする。)

### 14 備考

- (1) リサイクル預託金 (税込)、車両登録にかかる諸費用を含め、自動車重量税、自賠責保険料は費用に含めないこと。
- (2) 本入札の落札者は兵庫県土木部道路保全課保全班まで連絡すること。

### 15 水大気課意見

修正なし。[協議回答番号：0618-1a~1h]

## 別紙

### 【納入場所】

No	県民局・センター	事務所	台数
1	北播磨県民局	加東土木事務所	1台
2	中播磨県民センター	姫路土木事務所	
3	西播磨県民局	光都土木事務所	
4		龍野土木事務所	
5	但馬県民局	豊岡土木事務所	
6		新温泉土木事務所	
7		養父土木事務所	
8	淡路県民局	洲本土木事務所	

### 【車体文字入れ参考写真】



# 国土交通省建設機械塗装基準

## 第1章 通則

### (適用範囲)

第1条 この塗装基準（以下「基準」という。）は、建設機械整備事業支弁の建設機械の塗装及び文字等の表示に関し、一般的でかつ標準的なものに適用する。

### (塗装仕様)

第2条 塗装仕様は、別表－1のとおりとする。

### (塗色)

第3条 塗色は、別表－2のとおりとする。

### (表示文字の形式及び色)

第4条 表示する文字は、原則として丸ゴシック体で白色または黒色とする。ただし、機械毎に文字形式を別途指定している場合は、指定形式によるものとする。

### (建設機械番号)

第5条 建設機械番号は、車両類にあつては運転室両扉の適切な位置に、一般建設機械類にあつては機体の両側面の適切な位置に表示するものとし、その表示要領は別図－1によるものとする。

### (メーカー名等)

第6条 メーカー名、モデル名等は表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は極力小さくかつ少なくするものとする。

## 第2章 河川パトロールカー

### (白色帯)

第7条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

### (白色帯内の文字)

第8条 白色帯内には「国土交通省河川パトロールカー」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図－2のとおりとする。

## 第3章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第14条の2第2号該当車)

(白色帯)

第9条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及び後面とする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第10条 白色帯内には以下の表示を行うものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

- 2 道路用パトロールカーについては「国土交通省道路パトロールカー」と表示する。
- 3 作業車等については「国土交通省道路維持作業車」と表示する。

(バンパ等の塗色)

第11条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図-3に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第12条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

#### 第4章 道路維持作業用自動車

(道路交通法施行令第14条の2第1号該当車)

(白色帯)

第13条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

(白色帯内の文字)

第14条 道路維持作業用機械、除雪用機械等の白色帯内には「国土交通省」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

(バンパ等の塗色)

第 15 条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図－3 に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第 16 条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図－4 のように危険表示を行うものとする。

ただし、除雪機械の作業装置の回転部、プラウ前面は赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 17 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第 5 章 災害対策用機械

(省名、部局名等の表示)

第 18 条 省名、部局名等は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入するものとし、別図－5 のとおりとする。なお、その表記方法は別図－6 を参考とする。

(青・桃色帯)

第 19 条 青・桃色帯は、各色 10 cm 幅の帯状の直線で、かつ大略水平なものとし、位置は車体の窓下部前面、両側面及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

2 第 1 項の青・桃色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。
- (4) 省名、整備局名、建設機械番号など文字が記載されている箇所。

## 第 6 章 除草機械

(作業装置の塗色)

第 20 条 作業装置（除草装置・集草装置）のカバーについては赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第 21 条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。



## 第7章 一般建設機械

(作業装置等の危険表示の塗色)

第22条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第23条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第8章 その他

(法令等に基づく表示及びその他の表示)

第24条 この基準に定める他、「道路運送法」第95条、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条等関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

また、この基準に明記していないものは、必要により適宜その方法を定めて表示するものとする。

別表－1

## 塗 装 仕 様

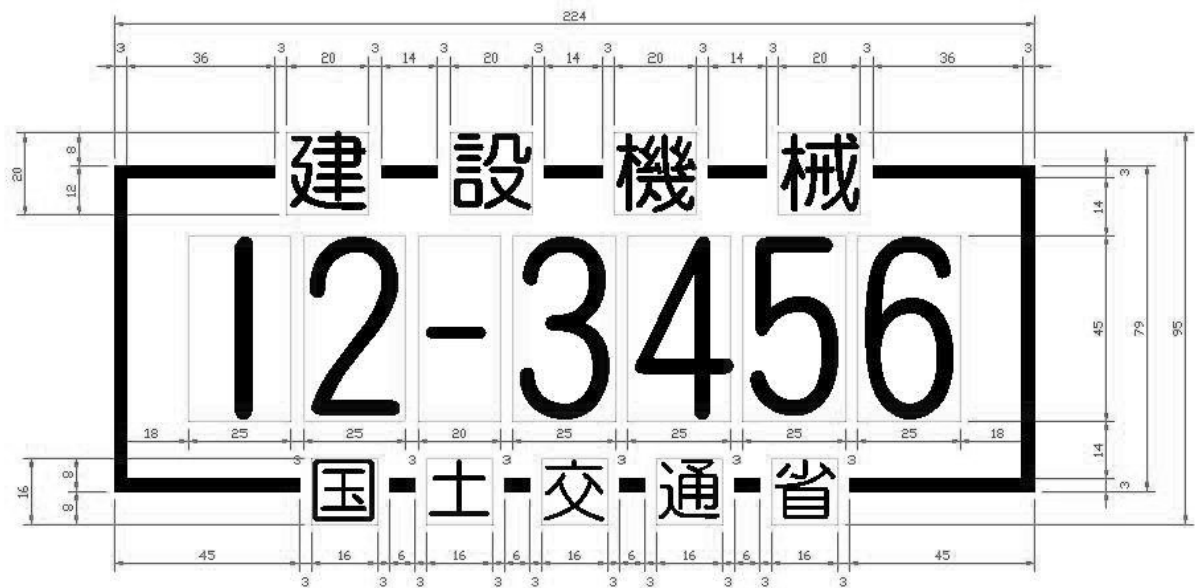
	前処理	表面処理及び下塗	パテ修正及び中塗	仕 上 塗 装
塗 装 仕 様	第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。	前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。 皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。 プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。	パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥したあと、水研きを行いプライマを1～2回塗る。 サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。	フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗装を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については、1～2回塗りとする。 高温部は、300～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

別表－2

## 塗 色

塗色	上塗装 (機械外面)	運転室内面	備考
河川パトロールカー	K12-50V	夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗色を標準とする。	
道路維持用機械	K22-80X		
除雪機械	K17-70X		
災害対策用機械	KN-95		
	K72-40T		機械上面及び上部外周部
	D I C 6 9 (C50%+M10%) D I C 2 9 4 (C70%+M50%)	機械側面、前後面のライン	
	K07-40X	省名の背景色 (青地の場合)	
除草機械	K12-50V	—	作業装置部を除く

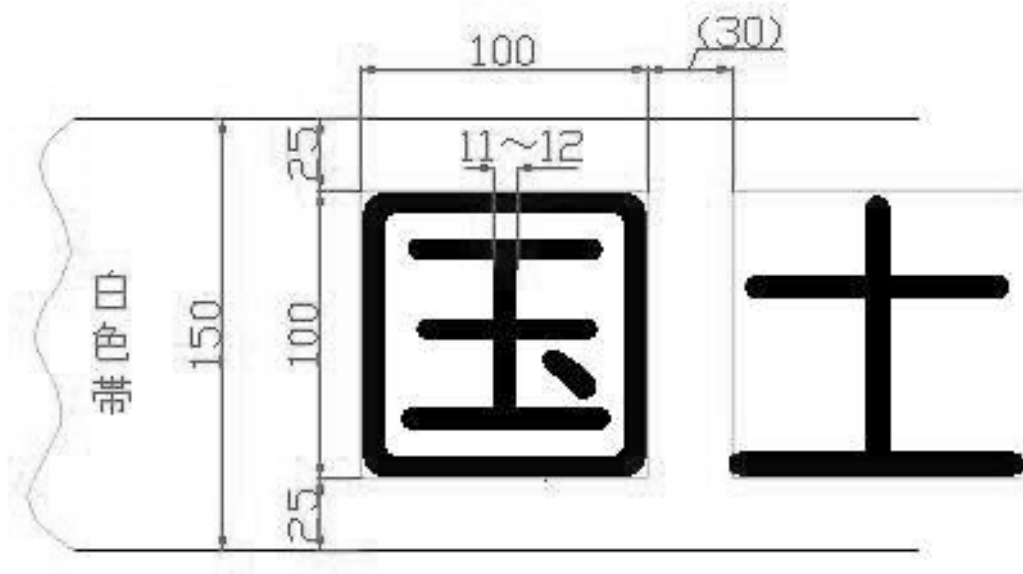
上塗装は、日本塗料工業会塗装用標準色見本帳（2019年版）及びイラストレーター（CMYK）による色番号を表している。  
なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。



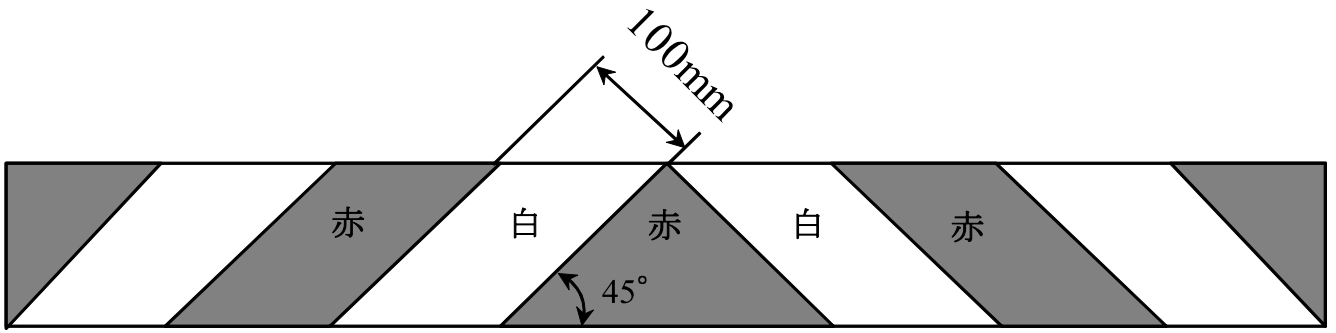
注) 文字、枠ともに原則として白色とするが、白色又は淡彩色地の場合は黒色とする。

別図－1 建設機械番号の表示要領図

注) 省名、部局名、法令に基づく表示等の文字は、本図に準ずるが、文字の大きさは適宜変更することができる。



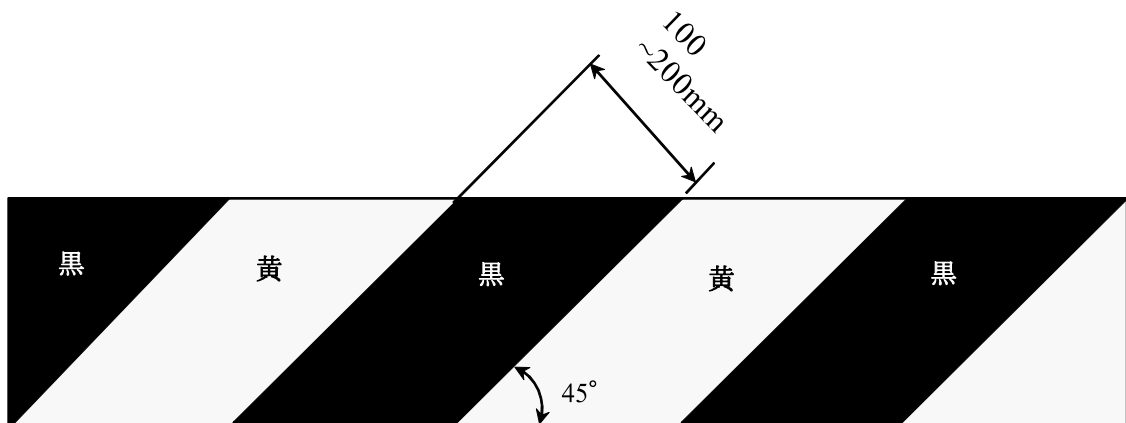
別図－2 文字の形式及び寸法図



車両前後部の赤白縞

注) 車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料（反射テープも可）とする。

別図－3 道路維持作業用自動車の塗色要領図



注) 黄色部分は、反射塗料とすることができる。

別図－4 作業装置等の危険表示の塗色要領図

# 仕様確認申込書

件 名 道路管理パトロール車 8 台の購入

会社名 : \_\_\_\_\_

担当者 : \_\_\_\_\_

電話 : \_\_\_\_\_

F A X : \_\_\_\_\_

メール : \_\_\_\_\_

品 目	メーカー	車名	型式	数量	定価 (税別)	摘要
道路管理 パトロール車				8 台		

※メーカー・車名・型式等記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに

# 入札内訳書

会社名： \_\_\_\_\_

件名 道路管理パトロール車8台の購入

入札金額 ￥ 0 -

(消費税及び地方消費税は除く)

品目	メーカー	車名	型式	数量	単価(税別)	金額	摘要
道路管理 パトロール車				8台		0	
合 計						0	

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

## 仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

メール

案件名	道路管理パトロール車8台の購入
-----	-----------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の提出期間内に提出してください。

# 物 品 入 札 書

件 名 道路管理パトロール車 8 台の購入

入札金額  ¥   
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
道路管理パトロール車	8 台			
計				

設 置 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 7 年 10 月 31 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス



# 物品入札書

件名 道路管理パトロール車8台の購入

入札金額

¥

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
道路管理パトロール車	8台			
計				

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和7年10月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者  
兵庫県知事様

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。  
本人確認が可能な写真付公的書類(運転免許証等)を持参ください。  
(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。  
また、参加申込時に届出が必要です。  
電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

# 物品入札書【再入札用】

件名 道路管理パトロール車 8 台の購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
道路管理パトロール車	8 台			
計	—	—		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和 7 年 10 月 31 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者  
兵庫県知事様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

# 物品見積書

件名 道路管理パトロール車8台の購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

## 内訳

品目	数量	単価	金額(月額)	摘要
道路管理パトロール車	8台			
計				

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和7年10月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者  
兵庫県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

# 物品見積書

件名 道路管理パトロール車8台の購入

入札金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
道路管理パトロール車	8台			
計	—	—		

納入場所 仕様書のとおり

納入期限 令和7年10月31日(金)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載ください。

執 行 者	立 会 人
確 認 書	類

※上記太枠内は記入しないでください。

# 委任状

入札公告されている道路管理パトロール車8台の購入案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふり がな 氏 名

令和 年 月 日

兵 庫 県  
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部 署 名 : \_\_\_\_\_

職 ・ 氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

# 入札の注意事項 (紙による入札の場合のみ)

## 1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか1つを持参してください。）

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ③旅券（パスポート）
- ④個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等） 等

### (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

### (2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

### (3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

## 2 入札書について

### (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

### (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

## 3 入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。

なお、再入札用の場合も添付が必要です。

## 4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

## 5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

# 提出書類等の注意事項（紙・電子共通）

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、1、2、4～6については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

## 1 入札参加申込み（期限：令和7年1月21日（火）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・FAX番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

## 2 仕様確認を求める書類等及び質問書（期限：令和7年1月31日（金）午後4時）

- ① 仕様確認申込書
- ② 仕様に適合していることを確認できる書類（内訳書（ハード、ソフトともに含む。）、カタログ等の仕様が分かるもの等）

質問がある場合は、「質問書（任意様式）」を提出願います。

（仕様確認申込書及び質問書は可能な限り様式のファイル（Word形式、Excel形式）もあわせて提出してください）

電子入札システムにより提出する場合は、**令和7年1月21日（火）の参加申込期限まで**に、「証明書等／提案書等」提出機能でカタログ等のファイルを添付（複数ファイルの場合は1ファイルに圧縮）して送信することにより行ってください。

なお、添付されるファイルの合計容量が1MB以下をお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

## 3 入札保証金の納付について（令和7年2月13日（木）正午締切）

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、**契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）**の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

## 4 入札日（令和7年2月17日（月）午後2時：兵庫県庁1号館1階入札室、電子入札の場合を除く。）

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書及び入札内訳書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※ 郵送の場合は**令和7年2月14日（金）午後5時まで**に①、②（1回目入札用）の書類を提出してください。

<電子入札の場合>

電子入札書提出期間：**令和7年2月7日（金）午後5時から**

**令和7年2月17日（月）午後2時まで**（土曜及び日曜日を除く。）

## 5 入札額について

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格（契約金額）とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額**としてください。

## 6 入札内訳書について

**入札内訳書は入札書と同時に提出**してください。紙で入札する場合は入札書に添付し、電子入札する場合は作成したファイルを入札書に添付の上、提出してください。

## 7 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、**再入札日時は令和7年2月21日（金）午後2時、入札不調による見積書提出期限は同日**を予定しております。

（但し、入札参加希望者全者が了解した場合には再入札等を入札日に行う場合があります。）

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、1回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

## 8 契約時（落札業者のみ）

### ① 契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

#### ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

#### イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

### ② 契約保証金

落札された場合、本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内に納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合、契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。



# 契 約 書 (案)

1 品 名	道路管理パトロール車
2 規格 (形式)	仕様書のとおり
3 数 量	8 台
4 契約金額	¥ ー
(内 訳)	消費税及び地方消費税の額 ¥ ー
	リサイクル料金 ¥ ー (@ ¥ ー)
5 納入期限	令和7年10月31日
6 納入場所	加東土木事務所ほか7か所 (詳細は仕様書のとおり) (詳細は仕様書のとおり)
7 契約保証金	
8 納入の方法	兵庫県の指示による

兵庫県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

## (総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

## (検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

## (手直し、補強又は取替え)

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

## (給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

## (危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

## (契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態 (以下「契約不適合」という。) があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分納）

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度	0円
令和7年度	円

2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第12条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第14条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第15条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第16条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第17条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。
- 3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第20条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第21条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤 元彦

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合には、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  
(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  
(契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）  
(損害賠償)
- 第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。  
(違約金)
- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）  
(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）  
(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）  
(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）  
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）  
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）  
(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）  
(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）  
(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）  
(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）  
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

(別 表)

品 目	メーカー	車名	型式	数 量
道路管理パトロール車				8台

納入場所:加東土木事務所ほか7か所(詳細は仕様書のとおり)

# 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

## 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール



## 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

### 記

#### 1 契約名

道路管理パトロール車8台の購入

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話  
電子メール

#### 別表（誓約事項(1)関係）

##### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

様式 8 (第 5 の 16 関係)  
(誓約書)

誓 約 書

下記 1 の契約 (以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

道路管理パトロール車 8 台の購入

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地  
名称  
代表者職氏名  
電話  
電子メール

様式 8 (第 5 の 16 関係)  
(誓約書)

[留意事項]

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間 (注 1) に国 (公社・公団を含む。)、地方公共団体  
その他知事が指定する公共的団体 (注 2) とその契約と種類 (注 3) 及び規模 (注 4)  
をほぼ同じくする (注 5) 契約を数回以上 (注 6) にわたって締結し、履行したもの  
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類 (契約書 (変更契約書を含  
む。)) の写し、履行実績証明書等のいずれかを添付すること。ただし、入札参加申込  
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

(注 1) 「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

(注 2) 「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵  
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの  
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

(注 3) 「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

(注 4) 「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額  
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、  
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

(注 5) 「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

(注 6) 「数回以上」とは、2 回以上をいう。